

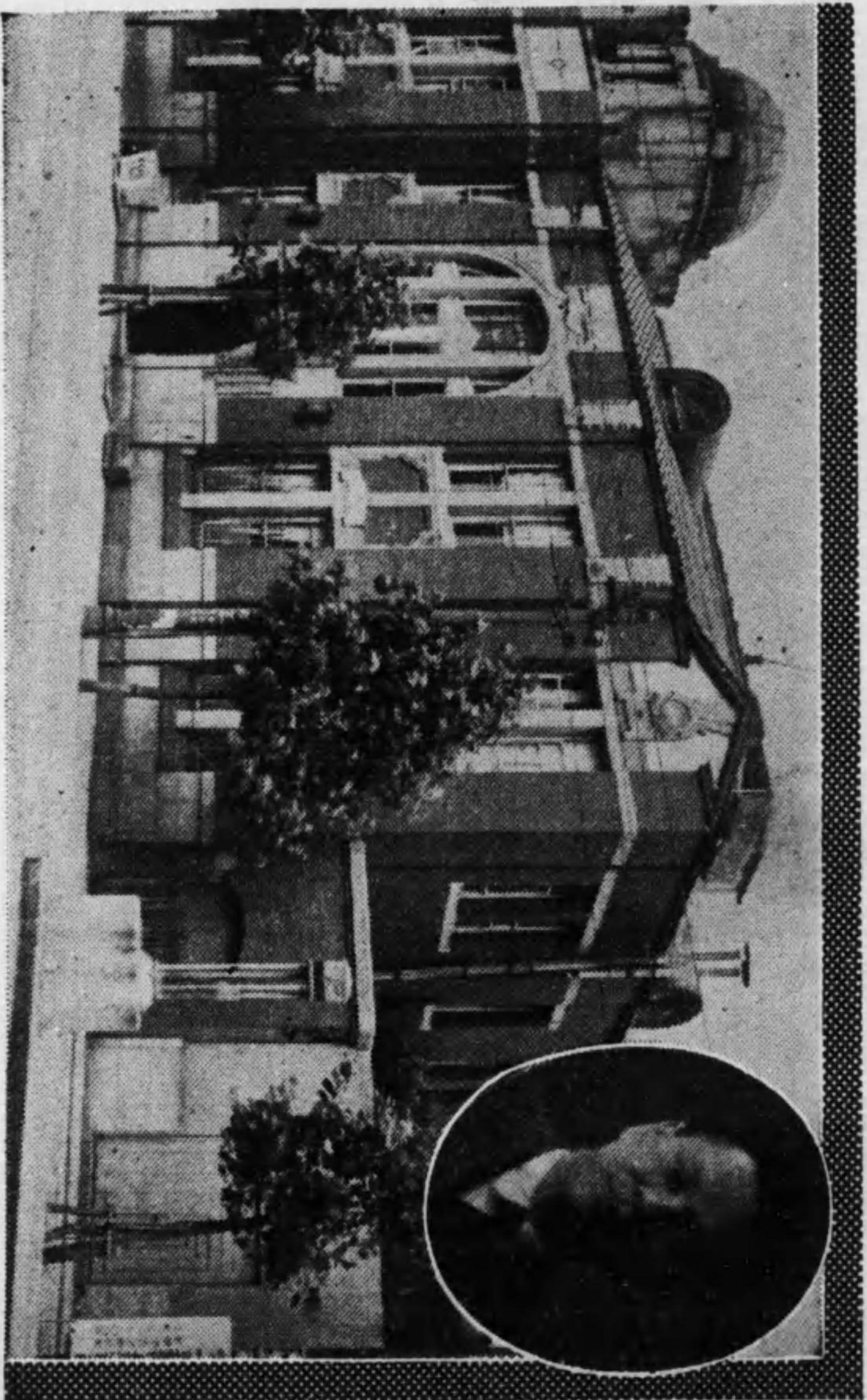


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



直木理事長と兵庫縣食糧營團本館



特240

193



ていつに團營糧食縣庫兵

【輯二第書叢營食庫兵】

行發團營糧食縣庫兵



## 目

## 次

### 直木理事長と兵庫縣食糧營團本館（寫真）

#### 兵庫縣食糧營團について

一、設立までの経過

二、兵庫縣食糧營團の組織

三、理事會

四、實績

五、厚生施設

六、職員從業

七、機械設備

八、監事會

九、設立成績

十、監督員

十一、金員

十二、構成員

十三、監督員

十四、監督員

十五、監督員

十六、監督員

十七、監督員

十八、監督員

十九、監督員

二十、監督員

廿一、監督員

廿二、監督員

廿三、監督員

廿四、監督員

廿五、監督員

廿六、監督員

廿七、監督員

廿八、監督員

廿九、監督員

三十、監督員

三十一、監督員

三十二、監督員

三十四、監督員

三五、監督員

三六、監督員

三七、監督員

三八、監督員

三九、監督員

四十、監督員

四一、監督員

四二、監督員

四三、監督員

### 第一 經理部

八、七、六、五、四、三、二、一  
九、八、七、六、五、四、三、二、一  
十、八、七、六、五、四、三、二、一  
十一、八、七、六、五、四、三、二、一  
十二、八、七、六、五、四、三、二、一  
十三、八、七、六、五、四、三、二、一  
十四、八、七、六、五、四、三、二、一  
十五、八、七、六、五、四、三、二、一  
十六、八、七、六、五、四、三、二、一  
十七、八、七、六、五、四、三、二、一  
十八、八、七、六、五、四、三、二、一  
十九、八、七、六、五、四、三、二、一  
二十、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿一、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿二、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿三、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿四、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿五、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿六、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿七、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿八、八、七、六、五、四、三、二、一  
廿九、八、七、六、五、四、三、二、一  
三十、八、七、六、五、四、三、二、一  
三十一、八、七、六、五、四、三、二、一  
三十二、八、七、六、五、四、三、二、一  
三十四、八、七、六、五、四、三、二、一  
三五、八、七、六、五、四、三、二、一  
三六、八、七、六、五、四、三、二、一  
三七、八、七、六、五、四、三、二、一  
三八、八、七、六、五、四、三、二、一  
三九、八、七、六、五、四、三、二、一  
四十、八、七、六、五、四、三、二、一  
四一、八、七、六、五、四、三、二、一  
四二、八、七、六、五、四、三、二、一  
四三、八、七、六、五、四、三、二、一

### 第二 業務部

一、生産部  
二、輸送部  
三、販賣部  
四、研究部  
五、指導部

六、業務部  
七、運輸部  
八、副業部  
九、計画部  
十、理賃部  
十一、理賃部  
十二、理賃部  
十三、理賃部  
十四、理賃部  
十五、理賃部  
十六、理賃部  
十七、理賃部  
十八、理賃部  
十九、理賃部  
二十、理賃部  
廿一、理賃部  
廿二、理賃部  
廿三、理賃部  
廿四、理賃部  
廿五、理賃部  
廿六、理賃部  
廿七、理賃部  
廿八、理賃部  
廿九、理賃部  
三十、理賃部  
三十一、理賃部  
三十二、理賃部  
三十四、理賃部  
三五、理賃部  
三六、理賃部  
三七、理賃部  
三八、理賃部  
三九、理賃部  
四十、理賃部  
四一、理賃部  
四二、理賃部  
四三、理賃部

### 兵庫縣食糧營團の現狀（上）

### 兵庫縣食糧營團の現狀（下）

一、生産部  
二、輸送部  
三、販賣部  
四、研究部  
五、指導部

六、業務部  
七、運輸部  
八、副業部  
九、計画部  
十、理賃部  
十一、理賃部  
十二、理賃部  
十三、理賃部  
十四、理賃部  
十五、理賃部  
十六、理賃部  
十七、理賃部  
十八、理賃部  
十九、理賃部  
二十、理賃部  
廿一、理賃部  
廿二、理賃部  
廿三、理賃部  
廿四、理賃部  
廿五、理賃部  
廿六、理賃部  
廿七、理賃部  
廿八、理賃部  
廿九、理賃部  
三十、理賃部  
三十一、理賃部  
三十二、理賃部  
三十四、理賃部  
三五、理賃部  
三六、理賃部  
三七、理賃部  
三八、理賃部  
三九、理賃部  
四十、理賃部  
四一、理賃部  
四二、理賃部  
四三、理賃部

四、職 時 食 の 研究  
五、産業報国会の事業

四五  
四八

## 厚生部

一、健康保険組合と集団検診  
二、共濟会  
三、国民貯蓄組合  
四、余剰資材の処分  
五、轉業者の斡旋及南陸會  
六、講演會と諸運動

四九  
四五  
四五  
五〇  
五一

## 監査部

一、指導監査  
二、検査員と標準配給所の設定  
三、度量衡講習會と衡器の検査  
四、指導講話會  
五、計量強調運動

五三  
五三  
五四  
五四  
五六

## 鍊成について

一、日常鍊成と特別鍊成  
二、恒久施設設  
三、臨時施設  
四、食糧國防團

五七  
五八  
六〇  
六一

## 統後兵站線の確保

六三

## 營團と地方食糧營團

六七

# 兵庫縣食糧營團について

## 一、設立までの経過

兵庫縣食糧營團については先づその胎兒であつたと言ひ得る兵庫縣米穀配給組合について語らなければならぬ。昭和十四年の夏から幾多の機構の改變を経て、昭和十六年四月の通帳制實施の當時に於いては既にその機構は兵庫縣に於ては米穀卸商業組合、米穀小賣商聯盟及兵庫縣販賣購買組合聯合會の三者に、集約せられて居つたのである。更にこの三者が各從來の經緯を水に流して、全縣下の配給機構として理想的なものを整備しようと言ふので、縣當局に於て米穀配給機構整備協議會を設けたのは、同年六月であつた。この結果十月に至つて近く特殊法人の出来る法令が出来ることを豫想し、それへの移行を容易にする爲申合組合として兵庫縣米穀配給組合が成立したのである。この成立に當つて出資額の割當、實績補償、並に役員の選任が白紙で縣當局に一任せられたことは、今日の食糧營團設立に非常に便宜であつたのである。

この米穀配給組合の組織について注目すべきは先づ縣の行政組織と表裏一體の形を取つたことである。

之は全縣下に通帳制が實施せられ、その發行を市町村當局が爲す以上當然の事であつて、市郡單位に支部を設け、更に町村單位に支所を設け、その下に精米所配給所を適當に配置したのである。神戸市は之を警察管區に分ちて十支部とし、外に縣下五ヶ所に出張所を設けて連絡に當らしめた。次には支部毎に經費及人件費の請負制を採つたことである。この請負制は實績補償の解決にも關聯するのであつて、兵庫縣米穀卸商業組合並に縣販購聯合會に對しては一石當り五錢二ヶ年取扱石數に相當する金額を實績補償出資金として出資に充當せしめ、米穀小賣商聯盟に對しては現狀をそのままニヶ年間請負制として繼承することとなつた爲に、實施することとなつたのである。

この制度は過渡的にはよく地方の實情に即し、短期間に極めて有效な成果を擧ぐることを得、冗費冗員の整理を促進し能率の向上を實現し、又人口の少ない地方では人的資源の活用に役立ち、從つて經營にも好結果を與へたのである。同時にこの制度の弊害を防ぐ爲めに監査制を強化し、掲精度、計量等の正確、混合率の適正を監督し配達の勵行等に遺憾無きを期せしめ、又同年十一月一日食糧國防團中央本部の結成を見るや、直ちに支部毎に中隊を編成し訓練に寧日無き活動を爲さしめたのである。更に米穀食料新聞社を買收して地方に於ける配給戰士の活躍、組合本部の狀況、中央に於ける情勢等を逐一指導的に報導せしめ實に有效な成果を擧げ得たのである。

斯様な米穀配給組合時代の一年に亘る準備が漸く成らうとした時、食糧營團設立の氣運が熟したので直ちに諸準備を行ひ、十月一日兵庫縣食糧營團の設立發足を見るに至つた。

## 二、兵庫縣食糧營團の組織

兵庫縣食糧營團は兵庫縣米穀配給組合の外に干麵販賣統制會社、兵庫縣小麥粉卸商業組合の二受命法人並に兵庫縣パン統制組合の三者により構成せられたのであるが、干麵小麥粉は米穀と共に統合せられたがパンは他と異り生産より末端配給に至るまでを一貫して含んでゐるので、之を委任經理體として三ヶ年間特別會計とすることとなつた。米穀干麵に就いては兵庫縣を二分して直轄經理地區即ち神戸、尼崎、西宮伊丹、芦屋、明石、姫路、飾磨の八市及御影町の地區と、委任經理地區即ち爾餘の地區として、直轄經理地區には十八出張所を置き、委任經理地區には郡單位を原則として廿七支部を置き、各その下に精米所、配給所を配置し、小麥粉については縣下を十二地區に分ち二十八ヶ所の配給所を持たしめてゐる。直轄經理地區は面積に於ては小さいが、人口については全縣下の七五%を占めてゐる。パンについては五十餘の工場と三百五十餘の販賣所とを持つてゐる。

食糧營團本部は理事長及五人の分掌理事、常任監事一名の他に理事長代理を豫め理事の中より定め、そ

の下に庶務、經理、第一業務、第二業務、厚生、監査の六部あり、分掌理事及參事を以て部長とし別に理事長直屬の秘書課あり、庶務部の下に庶務、企畫、調査、地方の四課あり、經理部の下に主計、出納、監理の三課あり、第一業務部には部長の他に米穀、干麵、小麥粉に關し各部長代理を置き仕入、米穀配給、副產、加工、干麵、運送、倉庫、小麥粉第一課、小麥粉第二課の九課あり、第二業務部はパンを取扱つてパン課のみである。厚生部には厚生、鍊成、指導の三課あり、監査部には監査第一課、監査第二課、及検査課の三課があつて總計二十四課となる。出張所には出張所長以下主任を置き、支部、支所には各支部長主任及支所長を置き、精米所、配給所には夫れ夫れ主席を置いてゐる。現在職員（從業員を含む）數は本部約三百名、出張所約三千名、支部約二千名、パン工場約五百名、バン販賣所約三百五十名、小麥粉配給所約百名となつてゐる。

### 三、事業

食糧營團本來の仕事である主要食糧の配給については、政府並に縣の配給計畫に従つて之を實施してゐるのであるが、その金融については神戸銀行を幹事とする融資團を形成せしめ、日本銀行其他と密接な聯繫を取つて資金關係には違算ながらしめてゐる。運輸については小運送の直營を計畫し荷馬車、リヤカー

等を買入れ、保管倉庫の新設は尼崎、姫路兩市のほか急激な發展を爲しつゝある地方に續々建築の計畫を爲してゐる。精米設備等の餘剩資材の更生金庫による整理は一應完了し、殘餘に對する第二次の整理に移り、目下はパン工場の餘剩資材の整理中である。勤労奉仕隊の編成は法に基くものと自發的のものとあるが何れも熱意を以て活躍し、或は重工業方面に、或は又米穀の早期供出の勞力補給に十分盡しつゝある。度量衡講習會を全縣下に施行し既に千餘名の講習終了者あり、常に座談會其他を催して消費者との連絡に努めるほか、營團成立直後縣下に亘つて三千餘の探問狀を夫れ夫れの消費階級に分ちて發し、その回答を求め、その聲を聞いて改善に努力してゐる。尙有爲なる青年職員にして南方雄飛の志ある者を推薦して某大會社と提携し既に九名を昭南島に送り、十名を泰國首都に送る準備を爲しつゝある。又食糧に關する研究室を設備し書籍の蒐集に苦心してゐる。

### 四、實績補償

實績補償については先に述べた通り卸、縣聯に關する限りは解決して居り、且つパン並に米穀の委任經理制を探るところは除外し、從つて、干麵、小麥粉關係と直轄經理地區の米穀小賣業者を考慮すれば好いのであつた。

抑々實績補償をするに當つては業者と營團との關係が新しき雇傭契約によると見るか、當然そのまゝ居据つて營團職員となるべきものと見るかによつて、非常に違つたこととなるのであるが、兵庫縣に於ては後者の解釋を取つたのである。従つて身分上の變化による影響を調整するものとして、實績補償を取り上げたのであるが、この場合にはその額の多少は只大實績者と小實績者との差等の甚だしいか然らざるがを示すだけのものとなるので小さい者に厚く大きい者に薄くとの指示に従ひ、均衡のとれた形を考慮して總額三百二十餘萬圓（俵二十八錢三年間）と決定し、干麵、小麦粉を加へて約三百四十萬圓、之れを十ヶ年償却として三十四萬圓を見積ることとした。之で營團將來の運営にはさして障害無しと信じてゐる。

## 五、厚生施設

身分上の變化を來した營團職員の最も心痛するのは、萬一死亡等の不幸のある場合である。業者としての時ならば親族友人の手で何とか業を續けるが、職員としてはそれが出來ないので、役職員に於て共濟組合を作り、生命保険の組織にならつて不幸の場合に相當の共濟金を交付出来るやう決定立案中である。尙別に最も心配せられてゐる病氣治療費と子女教育費については、保健の施設、鍊成道場開拓地の設置等の他奨學資金制其他を考究中である。しかし乍ら、かかる主として經濟上からのみの厚生施設では足りない

のであつて、吾々の食糧營團の今日に大いに誇りを持たしめ、その將來に大なる希望と夢とを抱かしめなければならない。營團に關しては情熱を以て研鑽中の神戸商大北村教授と常に懇談を重ね、或は講演に或は座談に大いに聖糧配給業務の認識と働くことの歡喜とを鼓吹しつゝあるのである。

（食糧經濟昭和十八年一月號所載）

## 兵庫縣食糧營團の現狀 (上)

—昭和十八年二月十二日臨時評議員會に於ける報告—

兵庫縣食糧營團は昨昭和十七年十月一日設立登記の完了により即日事業を開始し爾來約四ヶ月を経たのであるが、この間漸く食糧營團としての整備を略了したので、營團として正式に持つ唯一の會議である評議員會に於て御報告申上げる次第である。

### 一、機構

御承知の如く兵庫縣食糧營團は干麵販賣株式會社、小麥粉卸商業組合の二受命法人並に米穀配給組合及パン統制組合の二任意組合を以て設立せられ役員は知事により任命せられたのであるが、現在は理事長一名、理事長代理理事二名、業務を分掌する常務理事五名、常任監事二名（内一名は中央食糧營團を代表するもの）及び參與理事、監事、評議員、顧問より成り監理官（縣經濟部長）の監督の下に經營せられつがあるのである。顧問は知事の認可を受け左の五氏を委嘱してゐる。

成田一郎氏

(兵庫縣知事)

小笠耕作氏

(兵庫縣會議長)

野田文一郎氏

(神戶市長)

太田剛太郎氏

(兵庫縣町村長會長)

岡崎忠雄氏

(神戶商工會議所會頭)

營團の本部は庶務、經理、第一業務、第二業務、厚生、監査の六部及理事長直屬の秘書課あり、庶務部の下に庶務、企畫、調査、地方の四課、經理部の下に主計、出納、監理の三課あり。第一業務部には仕入米穀配給、副産、加工、干麵、運送、倉庫、小麦粉第一及第二の九課を置き、第二業務部はパン課のみにて之は委任經理體を爲して三ヶ年間特別會計を爲すことになつてゐる。厚生部には厚生、鍊成、指導の三課あり、監査部には監査第一及第二、検査の三課あつて總計六部二十四課を爲してゐる。

尙兵庫縣を二分して直轄經理地區と委任經理地區とし、直轄經理地區は神戸、尼崎、西宮、伊丹、芦屋、明石、姫路、飾磨の八市及御影町を含む地區として、ここに十八出張所を設け五十近くの精米所と五百餘の配給所をしてゐるが、この地區は面積こそ小さいが縣下消費人口の約八割乃至七割を擁する極めて重要な消費地である。委任經理地區は其他の地域で消費人口は少ないが面積廣大な生産地でこゝに郡市

單位を原則として二十七の支部を設け、町村毎に支所を置き、八十の精米所と二百餘りの配給所と三百近くの精米兼配給所を配してゐる。小麦粉の配給については別に縣下を十二地區に分ち、二十八ヶ所の配給所に依らしめてゐる。委任經理については三ヶ年の期限が附せられてゐる。

## 二、職員從業員

營團本部に於ては夫々部長の下に課長を置き、課長の下に主任並に課員があつて約三百餘名の職員を有してゐる。第一業務部にありては米穀、干麵、小麦粉に關し各部長代理を置き尙部長附が數名ある。出張所は所長の下に庶務、會計、配給、加工の四主任並に分所のある所では分所主任を置き精米所配給所には夫々主席を置いて約二千八百餘名の職員從業員あり、支部に於ては支部長の下に主任、支所長あり配給所精米所には又主席を置いて約二千二百餘名の職員從業員あり、パンの製造配給に從事する千餘名を加へて總計六千三百餘名となる。之を參事、主事、書記、書記補、囑託員に分ち、直轄經理地區其他三千四百餘名に對する俸給平均一ヶ月九十八圓にして、參事最高三百五十圓より雇員最低二十五圓に及び、外に家族手當を給し、且つ年二回六月十二月に勤怠其他を考查して賞與を支給することになつてゐる。應召者徵用者等に對する給與も規程を設けて十分に考慮せられてゐる、職員從業員男子五千五百餘名に對し女子八百

五十餘名となつてゐるが、男子四十歳迄の約二千七百名に對しては將來の應召徵用を慮り女子を以て主として之を補充する方針を持つてゐる。

### 三、資 金

營團の資本金は六百萬圓であるが、その中の半額三百萬圓を出資する中央食糧營團がその五分の三を拂込んでゐるので、拂込済金は四百八十萬圓になつてゐる。流動資金の金融については神戸銀行を幹事として住友銀行、三和銀行、第一銀行、商工中央金庫の五行で融資團を作つて七百萬圓をまかなひ、尙外に最高五百萬圓まで融通の認可を受けて居り、且つ緊急所要の場合には限度なく緊急融資を受け得ることとして日本銀行と緊密な連繋によりこの關係に於て違算なきを期してゐる。金利については現在日歩一錢一厘にて契約してゐる。外に銀行取引に就いては兵庫縣下に於ける銀行として神戸銀行の外播州銀行兵和銀行を加へて日常の取引を行つてゐる。

### 四、設 備

米穀配給組合及パン統制組合並にその組合員の有してゐた既設設備の買収については、受命法人に對し

て行はれた評價委員會の方針に準じ、更に慎重を期して臨時評價委員會に諮詢して漸次買収を進め、日本銀行資金調整局其他とも緊密な連絡をとつて手続きを進めつゝあり、買收額二百五十萬圓乃至三百萬圓に達する見込である。

營團の施設の整備については精米設備に關しては出張所毎に一ヶ所に統合する方針をとり既に十一出張所は整備を略終つてゐる。支部については地域の廣大地形の複雜實情の相違等によりその支部に適する整備方針をとつてゐるが、有馬支部の如きは一ヶ所に統合整備を終つてゐる。資材供給の困難を克服して他に誇るべき整備振りであると信する。製パン工場についても既に鷹取工場成り神戸市西部は統合せられ、近く灘工場が成るならば神戸市東部も亦整備せられることとなる。

倉庫設備については篩磨、有馬の外尼崎の倉庫も近く完成し尙姫路に保管倉庫を建設中である外適當な倉庫を借入れて利用することとしてゐる。尙敵産であつた倉庫を神戸市に於て二ヶ所買入れ手続き等完了したので之亦近く利用の途が講ぜらることとなつてゐる。その中神戸區東町にあるものは敷地三二七坪餘で、その隣地にして今買入交渉中の敵產倉庫敷地三九五坪を買受成功すれば七百餘坪の略正方形のものとなり、將來營團本部の綜合事務所建設の最適地となる見込である。因に現在營團本部は兵庫區宮前町の中央食糧營團所有の建物を賃借せる外附近四ヶ所に分室を設け第二業務部は遠く神戸區中山手通に在つて

連絡に便を缺いてゐる。

運搬用具に就いては小運送業直營の企業許可を受けてその整備に努め、現在リヤカー約五十臺、牛馬約二百頭の外に荷車手車並に自轉車約四千臺其他を手に入れてゐるが、これは益々充實する必要があるので極力整備を急いでゐる。

## 五、事業

食糧營團の使命である主要食糧の配給については政府並に縣の配給計畫に従つて之が實行を引受け、今日までに米穀の外精麥、玉蜀黍、乾麵麪、干麵、小麥粉、麵麪、糯米及び生甘藷の配給を行ひ、家庭用、業務用、工場給食用、船舶用の外青少年、妊娠用特配等の別により又年齢並に勞働の區分による基準に基き正確迅速に處理しつゝあるが、本年度の米穀事情により小麥粉以外は概ね米との代替混食用として米の量を差引き所謂綜合配給の實を擧げてゐる。尙應急不豫備米を預る外農林省の非常用米を分散貯藏して之が管理に當つてゐる。配給方法は漸次實情に應じて所謂計畫配給を原則とする様指導し大半はその實現を見てゐる。神戸市に於ける配給所はその受持戸數を約千戸從業員男四名女子一名として十日分を計畫配達せしめるなどを差當つての目標としてゐるが、現在は最高約千六十戸最低七百五十戸となり從業員も四名

乃至六名となつてゐる。勿論實情によつて所謂注文配給を爲し、殊に邊陲地に於ては特殊な配給方法を取つてゐるが、何れも町内會部落會其他の關係方面と緊密な連絡をとつて違算なきを期してゐる。米穀は農林省より拂下を受け其他は中央食糧營團其他より買受け配給してゐるのであるが、米穀の加工に關しては現在業務用は二月一日より九九%を下らざる搗精を爲すこととなり一般用は九六%を下らざるものとなつてゐる。しかし之も近く九九%即ち所謂二分搗にまでなる豫定であるが外皮の完全剥脱が必要であるので加工技術の研究會を各所に開いて指導考究中であり、且つ除糠其他に就いても十分な研究と施設を講ずる心算である。副產品の處理に關しても細心の注意を拂はしめ特に空俵空臼の農家還元には意を用ゐ空袋回収も好成績を收めてゐる。

玄米食に就いては政府の方針に従ひ希望者には出来る限りの便宜をはかつて玄米を配給してゐるが、十二月には神戸市約五百名其他約五百七十名一月には神戸市約五百四十名其他約九百五十名と言つた希望者の状態である。

運送は當食糧營團の管轄内に大生産地と大消費地を持つ外山國雪國あり、淡路島、家島群島等あつて複雜を極めてゐるが、輸送計畫を立てゝ鐵道局に申請する外貨物自動車船舶に關しては關係方面と密接な連絡を保つて萬全を期し、それ以外の小運送については自營を原則にして過誤なきを期してゐる。運送及保

管中の配給品の保険については保険金によつてその減失を償ひ得さる營團の使命に鑑み、自家保険により更に適切な危険防止の方法を考究中であつて、所有諸設備についても同様の事が考へられるので之亦將來十分な研究を爲す豫定である。兵庫縣が最重要的製麿地である關係より干麵の各府縣への發送業務其他については中央食糧營團に代つて取扱ひつつある。

## 六、監督

出張所及支部の監督については特に監査部に於て業務監査と職員從業員の監督とを受持ち、經理監査は經理部で之を爲してゐるが、自ら直轄經理地區と委任經理地區とでは趣を異にするものがある。直轄經理地區に於ては監督の主點を職員從業員の綱紀肅正に置き、委任經理地區に於ては業務監査に重點を置いてゐる。共に標準配給所を指定して之に倣はしめるやう指導し、又夫々に検査員を配置して當時注意を爲さしめ懲戒と表彰とを併用して改善を促してゐる。搗精度、量目、混合率、除糠等の検査は綿密を期し、特に量目については嘗て千餘名の終了者を得た度量衡講習會の第二次を計畫中である。消費者に對しては營團設立直後探問狀を密かに發して數項に亘る忌憚なき意見を聞きそれに應ふる様努めてゐる。

## 七、指導と鍛成

營團本部に於ては各部課の外に特に業務指導研究室と食糧研究室とを設けて關係部課員を之に當て、業務指導研究室に於ては主として營利觀念を拂拭した機構に於ける能率の昂揚を計る爲能率測定の新基準の研究確立を擔當し、食糧研究室に於ては食糧を通じての新生活運動の指導を目標とする他、食糧に關する圖書の蒐集を爲し閲覽室目録等を整備して一般の利用に開放し、又別に獨立自營の生活より一定の俸給生活に變つた職員從業員の生活指導をもゆるがせに爲し得ずとして家計指導、讀書指導を計畫し、且適切な同好會を作らしめ、又女子職員の教養其他の目的の爲に林田區四番町に會館約七十坪のものを購入した。一般職員從業員の心身の鍛鍊を計る爲美囊郡別所村に約一萬五千坪の土地を買入れ、既に鉢入式を終つて二月以來勤勞奉仕による開墾を開始してゐる。

登山部運動部等の同好會も之を援助指導し、又縣下各地にある道場と連絡をとつてその利用による鍛成も計畫中である。勤勞奉仕については法に基くものは之を編成して當時重工業方面へ労力補給に盡し、又特に早場米供出の労力補給の爲多紀、氷上兩郡へ出張協力し又炭焼きにも丹波へ出動せしめてゐる。

營團設立以來商大教授北村五良氏を招いて營團精神確立に關する講演會を開き職員從業員に對して營團に關する希望と情熱とを注入し、又指導講話會を各地に開催中で役員舉つて講師となつてゐる外、縣市其他に於て實施せられた各種の運動には充分協力しつつある。之を列記すれば次の通りである。

大東亞戰爭完遂物恩感謝大會

新穀感謝祭 奉納相撲大會

總努力週間  
十一月下旬

食糧戰必勝運動  
十二月上旬

米英擊滅職域敢鬪運動  
一月中旬

米英擊滅戰時食徹底運動  
二月中、下旬

豐穰新年祭  
二月中旬

尙米穀食料新聞をして地方に於ける營團員の活動の狀況、本部に於ける諸會合の模様、中央に於ける情勢等を書かしめ指導新聞としての使命を遂行せしめてゐる。

## 八、厚生施設

職員の健康保險労働者年金保險については現在政府の施設を利用し、その保險料金七萬餘圓は營團に於て負擔せるも更に本年四月よりの改正保險法實施の曉には巨額の保險料金を要する事となるので、現在保險利用の實狀に鑑みて營團保險組合の結成を準備しつゝある。

國民貯蓄組合は本部出張所を通じて加入者現在三千百餘名、一ヶ月貯蓄額一萬三千六百餘圓に及び相當の成績を擧げ、又職員從業員を以て共濟會を設立し營團よりも相當の補助金を出し、生命保險の制度にならつて會費一ヶ月一圓を以て死亡給與金千圓を出すことを決定した外災厄給與金、醫療給與金並に子弟獎學資金の貸付等を研究し近く實施の豫定である。

## 九、轉廢業對策

營團設立に伴つて生ずる餘剩資財設備等の國民更生金庫への買上斡旋は、米穀業者に對しては營團設立以前に約三百萬圓の額を以て一應了したのであるが、更に現在第二次の整理計畫を樹立して手續準備中である。パン業者に對しては第一回として昨年末神戸市内を終了し西部、東部及神戸市殘部を現在手續にて之亦近く終了の豫定である。營團設立に當り事實上轉廢業した者は他の仕事を兼務してゐて營團に勤務し得なかつた少數のみで、他は全部職員、從業員として引受け俸給生活者として所得稅一本で行く様

稅務指導も爲してゐる。然し乍ら職員中の有爲の青年にして南方諸方面又は北滿其他へ雄飛の志ある者は確實なる某國策大會社と緊密な連絡をとり出来る限りその志を伸ばさせる様斡旋し、既に九名はマライ半島の各州に分れて食糧配給の重責を擔つて居り、又四名は泰國首都へ、二名は比島へ出發或は出發待機中である。北滿に於ける農産物の集荷業務にも數名推薦中である。

#### 十、實績補償

實績補償については出來得る限り早く過去を清算して營團業務に専念せしむる爲、設立委員會に於て決定せられたる共助金の一時拂の認可を農林省より受け、三百三十萬圓を日本勸業銀行及神戸銀行より借受け十二月末金利を差引いて支給を完了した。その方法は一人當り千圓以上のものはその二割を國債で、残り三分の一を現金で、その残りは之を預金することとし、千圓以下のものは三分の一を現金で残りを預金することを原則として支拂ひ、小麦粉關係者に對しては外に共助金として五萬五千餘圓を加へ、全部國債にて支給を終つたのである。その結果約五十萬圓を日本勸業銀行に約五十萬圓を神戸銀行に定期預金を爲すを得た。尙豫ての希望が達せられ、この共助金の約半額は利子補給を受け得る國民更生金庫よりの借入が可能となつたので近く借換の豫定である。

干麵業者に對する補償は中央食糧營團との關係深き爲未決定で縣當局にその處置を一任してゐる。委任經理地區並に委任經理體であるパン業者に對しては三ヶ年間委任經理を行ふことによつて解決してゐる。かくて約三百三十萬圓の共助金を十ヶ年償還となつてゐる爲、一ヶ年の償却額約三十三萬圓の少額でこの點營團經營上全く支障なきものと信じてゐる。この共助金等の支給に關しても課稅の對象とならぬことを徹底せしめ、尙稅の減免についても受償者の爲骨折つてゐる。

現在までのところ全國に於て農林省の許可を得て實績補償金の支給を爲したところは兵庫縣一つであつて、他府縣に於ては今後の解決を見なければならぬのであるが、之は全く職員の俸給及厚生施設等と密接不可分の關係に在るを以て今後に於て動搖を來すが如きことは無いと思つてゐる。

#### 十一、食糧國防團

最後に食糧國防團であるが、之は全く營團と表裏一體を爲すと言ふか、むしろ營團の非常時體制であると見た方が好いと言ふ考へ方を以て鍊成課の所管として既に整備が成り、出張所及支部を單位とする中隊を基本に神戸、兵攝、但馬、東播、西播、淡路、丹波の七大隊を作り、十一月八日の大詔奉戴日をトして結成式を行ひ知事を總裁に仰いで以下顧問、參與、理事、監事を決定した。

十一月一日の食糧國防團中央本部の結成記念日には挺身隊によつて湊川神社で祈願祭を行ひ、十月二十二日營團設立直後に於て中央本部の巡回指導訓練を受けた他、新春一月以來中隊毎に猛烈な業務訓練を行ひつゝあり、近く非常用貯藏食糧品の配給訓練等を行ふ豫定である。パン工場の工員は別に産業報國會に屬して鍛成と訓練に努めてゐる。

以上の如く諸般の整備略成り經營の見通しもつき漸く所謂軌道に乗つて來た感があるのであるが、特に定款處務規程其他の諸規定は夫々充分な検討を經て確定を見又警報等の發令に對する非常服務要領も成り之等は各府縣に於ける食糧營團の模範規定となりつつあることは誠に愉快に感する所である。

## 兵庫縣食糧營團の現狀 (下)

—昭和十八年五月十二日定時評議員會に於ける報告—

### 庶務部

#### 一、出資

兵庫縣の食糧營團設立委員會に於ける出資の割當は次の通りであつた。

干麵販賣統制株式會社	引當額	五十萬圓	決定出資額	十九萬八千圓（受命法人）
小麦粉卸商業組合	〃	三十六萬七千五百圓	〃	十九萬五千圓（受命法人）
米穀配給組合	〃	百九十一萬五百圓	〃	二百三十八萬五千圓
パン統制組合	〃	二十二萬二千圓	〃	二十二萬二千圓

即ち、二受命法人の出資超過引當金四十七萬四千五百圓（九、四九〇口）は米穀配給組合へ譲渡し、二受命法人はその代金及利益積立金等を夫々株主組合員へ拂戻しを了した。（昭和十七年十二月十九日）

出資額の出資者への割當は、干麪販賣統制會社は株主に對し株式一株に對して一口を、小麦粉卸商業組合に於ては組合員にその出資一口に對して十五口を割當て、米穀配給組合は二百三十八萬五千圓、即ち四萬七千七百口の中九百口を残してその餘を出資額に應じて按分した。パン統制組合は出資一口を同じく一口に引當てたのである。

出資者臺帳、出資證券、證券臺帳等の作成は既に準備略成つたのであつたのである。

## 二、機構の整備

十八米穀出張所の營團設立直後の配給所數は五百六十一ヶ所であつたが、その後適當に統合整理の結果現在は配給所四百九十八ヶ所、業務用専用配給所十一ヶ所、合計五百九ヶ所となつて五十二ヶ所を減じた土地の廣狹地形の差異にも依るが、大體一配給所で約一千戸見當を目標に、猶整理統合を進めつゝあるのである。

委任經理地區に於ける二十七米穀支部の中、既に營團設立當時支部單一經理を實施してゐた洲本、津名

の二支部の外今日までに從業員の給料制を確立して、名實ともに單一經理を爲すに至つてゐるのは、印南を始め美濃、有馬、寶塚、相生、多可、加東、氷上、飾磨、城崎、美方、出石、養父、加古の十四支部に上り、未だ給料制は確立してゐないが單一經理を行つてゐるものは、奥川邊、多紀、加西の三支部であり五月一日より之に移るものは朝來、佐用の二支部、六月よりの豫定は赤穂であり、斯くて着々整備の實を擧げつゝある譯であるが、尙未だ準備整はざる所は僅かに明石、三原、揖保、宍粟、神崎の五支部のみとなつてゐる。配給所數は地域の廣大である爲、美濃に於て十三ヶ所を減じたる外はもとの通り存置せられ五百一十五ヶ所を數へてゐる。

## 三、精米所の整備

出張所に於ける精米設備の整備擴充については、林田出張所に日產九百俵の搗精能力を有する近代式精米所を建設し、湊川出張所にも同様の日產七百俵のものを設け、隣接の兵庫出張所の設備の改増により相應じて整備成り、又近く尼崎出張所に日產千八百俵の能力ある金樂寺精米所の竣工を見んとする外、既設設備の改善は殆んど總ての精米所に及び、能率の増進と規格の統一とに遺憾なきを期してゐる。更に葺合出張所に日產六百俵を超ゆる能力ある精米所の新設を進め、灘出張所其他に於ても計畫中であつて、今後

は更に大きく市域を見て遠き将来に備ふる案を企画しつゝある。

支部に於ける精米所の整理統合も急速に進展し、洲本、有馬はもとより、相生、氷上、出石等は一ヶ所に集成せられ、加西、養父等も新設擴張計畫が進められてゐる。従つて既に單一經理となれる十六支部に於ては、從來の精米所數二百七十七ヶ所が八十ヶ所となり、爾餘の支部に於ても百八十ヶ所が百五十五ヶ所となつてゐる。

#### 四、既存設備の買収

兵庫縣パン統制組合及米穀配給組合各支部の所有してゐた既存設備に就いては、速かに營團に買取りを要望せられてゐたが、買收價格の公平を期する爲、特に臨時評價委員會を設けて之に諮問して決定して、買收を終つたのは米穀配給組合關係十一件、金額六十七萬六千九百八十圓十四錢、及パン統制組合關係二件金額十六萬七千五百七十八圓六錢で、合計八十四萬四千五百五十八圓二十錢である。總て業務用土地建物機械器具等であつて、目下委員會に諮問の手續を進めつゝあるものは、米穀配給組合關係七件（葺合、長田、三宮、須磨、明石、御影、伊丹の各支部）及パン統制組合關係三件であつて、之で一應完結を見る豫定である。

尙敵產であつた不動産を左の二ヶ所買受け、昨年十月登記を完了した。

神戸市神戸區東町一一二番地、宅地三二七坪同地上煉瓦造及木造建物四棟、價格二十萬圓。

神戸市神戸區北長狹通二丁目六番地、宅地二五〇坪同地上煉瓦造倉庫四棟、價格八萬七千六拾壹圓。

北長狹通所在の倉庫は二階を改造して非常事態に於ける避難用本部事務所とし、三階は集會其他に用ゐることとし、他は補修資材、通袋、機械、器具等の保管に利用しつゝある。東町建物は其管理人より引繼ぎのまゝ賃貸中であるが、四十四坪の建物は三宮出張所の事務所其他に用ゐるべく之亦改造中である。尙將來の建設用地として湊區東山町に約八百坪の土地（空地）を購入した。

#### 五、資材の補給

精米所其他諸設備に對する補修用の資材については、その必要の増大に反比例して確保の困難を來しつつあるのであるが、今日までは圓滑な補給を爲し來り日常の業務に些かも支障なからしめて來たが、更に通ひ袋、自轉車タイヤ、軍手、地下足袋、長靴等の從業員必要物資にも意を用ひつつあるも、入手益々困難となり、今後は一層關係統制機關の援助を必要とする狀態である。

## 六、勤 勞 奉 仕

農村に於ける勞苦を體驗する事によつて職員の心身を鍛錬し、併せて營團精神の涵養を圖る爲め米穀出張所全職員より成る早期米出荷協力勤労奉仕隊を結成して、十一月十五日より十一月末に至る十六日間に延人員八百三十七名が多紀、氷上兩郡に出動し克くその目的を達成し、殊に輸送に對する協力の實效と規律の嚴正とは、豫期せぬ兩地區關係團體並に農家の人々の感謝をかち得た。炭燒勤労奉仕隊は多紀郡下に於て、營團自家用木炭製造の許可を受けて、十一月二十日より出動し、四月末まで繼續して現在迄の出動延人員一、〇五五名に達し、木炭二、六一六俵、柴六一六束を得、木炭はその内三割を縣の指定供出に應じて現實に燃料增産の一翼の務めを果すとともに、之又單に勞苦を體驗するに止まらず、縣下各地より集つた營團職員が五日間寢食を共にする事によつて精神的に結びつけられ、營團一家の理想を實現したことは誠に收穫多かつたと言つて好い。尙他の自家用製炭はその事業が長期に亘り容易ならざる爲、中途に挫折して不成功に終りたるもの多きにかかはらず、營團に於てはかくの如き效果ある成功を收めたことは將來の營團の諸種の企圖の上に於て重視すべき事であると信する。

## 七、調 査

食糧供給の現狀に於て、迅速正確な諸調査が如何に肝要であるかは言を俟たざる所であつて、その調査が之又直ちに施設の基礎となることに於ても今日程直接であることは未だ嘗て無いのであつて、諸官廳に對して報告を爲すべき調査統計についても左の如く多岐に亘つてゐる。

- 一、食糧管理局長官宛 所有食糧現況調査 一ヶ月三回定例 十日、二十日、月末
- 一、縣知事宛 イ、米麥現在高(食糧管理法に基く) 一ヶ月一回定例 一日現在
- ロ、米麥消費量(食糧管理法に基く) 一ヶ月一回定例 前月分銘柄別、用途別
- ハ、市町村別食糧配給報告 一ヶ月一回定例
- ニ、主要食糧買入配給及現在高報告 一ヶ月一回定例
- ホ、主要食糧用途別配給實績表作成 一ヶ月一回定例
- 一、神戸食糧事務所宛 イ、主要都市米穀現在高 一ヶ月三回定例 神戸市、西宮市、尼崎市
- ロ、主要食糧小賣價格及對當原料價格調查 一ヶ月一回定例

### 一、神戸商工會議所 神戸市に於ける米麥小賣價格

一ヶ月一回定例

定例報告の外不定期に命ぜられる調査報告は、必要に應じて行はれるが、營團に於ても常にその取扱食糧全般に亘つて、各地區毎に又用途別に配給統計の調査を爲し、又全縣下に於ける消費人口數は年齢別労働量別等により、毎月調査集計を爲しつゝある。

營團の業務遂行に必要な各種資料の蒐集調査は、之亦多數に上り、尙法令の改廢、官報、縣報に於ける必要事項の調査報知等重要な事項極めて多く、其他に中央食糧營團よりの諸種の照會の回答、更に他府縣に於ける食糧營團よりの照會訪問調査等、誠に應接に暇なき状態である。

### 八、會議

定款による會議は評議員會のみであるが、常務理事會並に役員會を屢々開催して重要問題を諮問相談し又重要事項の報告を爲して經營に過誤無きを期してゐる。常務理事會は大體一ヶ月一回の豫定にして、尙今日までに役員會（理事監事總員）一回、臨時評議員會一回を開催した。文書の發着の整理、タイプの統制並に電話其他の通信についての監督事務所内の整理等は常に力を用ひてゐるが、本部事務所狹隘の爲分室八ヶ所に分れ、七ヶ所は近邊であるが一ヶ所は遠く下山手通に在る。

### 經理部

#### 一、豫算と決算

營團は一個獨立の經營體を爲して居り、賦課金や公金によつて事業を遂行するものでない爲め、豫算の編成は定款に規定せられてはゐないが、事業遂行の目安として之を作成することが便宜である爲めに、創立に當つても收支計算書を作成したのであるが、本年三月末の決算に於て之を比較して見るに收支各五百五十萬圓を越す計算にかゝはらず、僅か二十萬圓足らずの差異に終り科目の振替りでさへ收入に於て約五十萬圓、支出に於て約百萬圓に止つたのは創立早々の然も僅か六ヶ月間の決算としては誠に不思議とも言ふべきであると信する。

資産負債の構成は營團の性質上頗る簡單であつて、資産は土地建物諸設備及運搬具等の所謂固定資産と流動しつゝある配給物資、流動しつゝある資金及實績補償金其他の勘定であつて、負債は長期短期の銀行からの借入金と預り金の二種に過ぎない。

## 二、金融關係

業務運営に必要な資金については、神戸銀行を幹事として住友銀行、三和銀行、帝國銀行、商工中央金庫の五行を以て融資團を作らしめ、商工中央金庫百萬圓、他の四行百五十萬圓宛、合計七百萬圓を常に借入れ、更に五百萬圓を神戸銀行より單獨借入を爲す契約を結び、尙緊急所要の場合には限度なく緊急融資を受け得ることとして、日本銀行と緊密な連絡をとつて違算なきを期してゐる。金利は現在日歩一錢一厘である。實績補償金支拂に要したる資金については、神戸銀行及日本勸業銀行より等分に借入れ、現在約二百九十万圓になつてゐる。金利は日歩一錢一厘五毛である。

取引銀行としては兵庫縣下に於ける銀行として神戸銀行の他に、日本勸業銀行及播州銀行を加へ、更に預金は前記七行の外に三菱銀行にも置いてゐる。

## 三、帳簿組織

經理方式は大體中央食糧營團企畫局に於て立案せられたものを採用してゐる。即ち直轄經理地區に於て

は本部に於て主要簿並に重要な補助簿を備付け、出張所以下のところでは業務關係の補助簿並に銀行簿、金錢出納帳日報、日計表等を有するに過ぎぬ。

配給品代金は其の儘本部に回収し、人件費其他の経費は別個に本部から各出張所に支辨す。但し一定程度の小拂資金を假拂して置いて一定日に精算せしめ出張所にて支拂つたものを補給することとしてゐる。直轄經理地區に於ては、營團職員は廢業者として臨時租稅措置法による稅の減免特典に浴し、以後は勤勞所得として營團に於て源泉課稅を爲してゐる。委任經理地區に於ても支部單一經理の實施せられたところは、直轄經理地區と同様の取扱を受け、支部單一經理が全部に及ぼされるに従つて、全職員が勤勞所得として取扱はれこととなるのも遠からぬことであらう。出張所に於ては經理の監査を爲して能率の低下と間違の發生を防ぎ、支部に對しては經理指導を行つて嚴重な監査の下に單一經理への移行をはかりつゝあつてその成果見るべきものがある。

## 第一業務部

### 一、総合配給

主要食糧の配給に就いては、政府並に縣の配給計畫に従つて、今日までに米穀の外精麥、玉蜀黍、乾麵、麪干麵、マカロニー、小麥粉、麵麪、糯米及生甘藷を取扱ひ、家庭用、業務用、工場用、船舶用、神饌用特殊加工原料用、其他青少年、妊娠用特配等の別により、又年齢性別並に労働の區分による基準に従つて消費規正を嚴守して公正圓滑を期してゐる。而して本年度の米穀事情により、小麥粉以外は米穀と代替混合作して所謂綜合配給を爲してゐる。代替基準は精麥、糯米の一匁對一匁は當然として左の如くである。

玉蜀黍一匁	米穀一匁	(工場用 業務用)
乾麵麪一袋	二二五瓦	〃 一五〇瓦 (家庭應急用)
干餛飩素麵一匁	〃	一匁
マカロニー一封度	〃	四七〇瓦 (特殊業務用)

食パン一斤 ク 三〇〇匁 (神戸市以外ノ地域ハ二〇〇瓦)  
生甘藷百匁 ク 七五瓦 (家庭用及工場用)  
〃 百二十匁 ク 一五〇瓦 (業務用)

但し神饌用に限り米穀のみを配給してゐる。玄米食に就いては他と同様縣の指令に基く率によつて混合代替してゐることは之亦當然である。

右の内生甘藷の綜合配給を營團のみの手で行つたのは兵庫縣のみであつて、腐敗の危険大なる爲、その配給方法に就いては特に注意努力して好成績を挙げ、尙配給完了後神戸市内に於て隣保代表、組長、町會長等に探問した結果は配給方法については不注意無し六五%、感謝三五%、不注意あり〇%で、目方についても正確八三%、信用す一七%、不足〇%であった。

### 二、計畫配給

内地米、外地米(朝鮮米、臺灣米)は農林省神戸食糧事務所より拂下げを受け、營團出張所支部に於て加工混合し、外國米、精麥、干麵、挽割玉蜀黍等は中央食糧營團より買受け、乾麵麪、特殊加工原料用及醸造用の外國米は、農林省より拂下を受け、マカロニーは統制組合より、生甘藷は日本甘藷馬鈴薯株式會

社より買受けてゐるが、その配給方法に就いては、所謂適正配給即ち計畫配給を爲してゐる。

之は消費規正の徹底を期し配給能率を向上せしめて、人員の不足運搬具不足等を補ひ、且つ一定の日時に配給して人心を安定せしめる爲に、出張所管内全部及び支部管内主要町村に實施してゐる方法で、受持區域を七又は八に分割して配給日を豫め定め、各十日分宛の所要量を米穀購入通帳券記載量に基き配達するのである。十日間に於て生ずる二又は三の無配給日には帳簿整理代替食配給等をなし、又練成日定休日に充ててゐる。船舶用は十五日分、特殊加工原料用は一ヶ月分、神饌用は隨時配給してゐる。

### 三、加工

營團成立當時の搗精度は九四%であつたが、本年一月一日より九六%となり、更に業務用は二月一日より九九%となり、四月下旬より玄米となつたが、業務用以外は九九%即ち所謂二分搗となつて本年度の米穀事情に即應してゐるが、この搗精度の低下に伴ひ本部直屬の精米所に於て、銘柄硬軟質精米機の性能等につき研究の結果により、各地精米所を嚴重に統制指導して過度搗精を防ぎ、ムラ搗無きやう又除糠を完全にする様努めてゐる。先般全縣下の各地域に於て加工主任會議を開いて加工技術の研究をなしたのである。玄米食については政府の方針に従ひ、希望者には出来る限りの便宜をはかり配給してゐるが、五月に

は神戸市に於て二三九世帶一、〇七七名で、一ヶ月所要量約一萬石、其他の地區は四七九世帶二、二二二名、所要量約二萬石で、漸増の傾向を示してゐる。

### 四、副產品の處理

外國米、臺灣米の空麻袋及朝鮮米の空布袋の回収は今日絶對完全に行はなければならないので、指定期限内に集荷して中央營團の指定する集荷所に引渡してゐる。空俵空仄に就いては農家還元を第一の目標として、兵庫縣内に於て出来る米麥、空俵、空仄其他食糧品空俵の全部に亘つての統制機關に指定せられて還元用の爲め検査員を設けて之れを判別し其他は自家用と一般需要とに分つて、縣の指令に基いて統制することになつてゐる。糠の處理は指定地區（神戸市外二十三ヶ市町）に於て出来るものは擧げて搾油業者に供出し、非指定地區で出来るものは農村の牛馬匹の飼料に充てられてゐるが、尙家庭用漬物糠として一部を配給することを許されてゐる。尙精米所にて生ずる爽雜混白碎米については、並品上品荷粉に分ち夫夫定められた價格を以て兵庫縣落穀統制組合へ賣却してゐる。屑米麥、倉庫本船荷粉、事故米等は之亦落穀統制組合へ賣却してゐる。千麪空箱の回収を行ひ生産者及木箱工業組合へ賣却してゐるが、之亦本營團のみ行つてゐる事で各方面で注目感謝せられてゐる。

## 五、運送と保管

運送は其の作業の種別により大運送、小運送、地場運送、運搬配達の五つに分れるが、大運送に於ては豫め精密な輸送計畫を立てて鐵道局に申請して誤りなきを期し、小運送は日本通運に取扱はしめ地場運送については距離數量等によつて貨物自動車運送事業組合を通じて自動車統貨會社及び荷馬牛車、運搬業者並びに兵庫機帆船運送株式會社に取扱はしめ、運搬については荷馬牛車並びに小型自動三輪車及び手車等により主として營團に於て取扱ひ、配達は自轉車、リヤカー、手車等により専ら營團に於て取扱つてゐる。即ち小運送營業の許可を受け自營を原則として漸次整備に努めてゐる。

保管については營團の建築、所有する倉庫の外に西宮、御影其他に約八百坪を借庫し、政府非常分散米保管用として千二百餘坪の建物を借りてゐるが、運送及保管中の配給品の保險については、保險金によつてその減失を償ふことの出來ぬ營團の使命に鑑みて、自家保險により災害補償積立を爲して以て危險防止に充つる方針をとつてゐる。諸設備に對する保險は火災保險會社六社を以て共同して引受けせしめてゐるが之も地方に分散してゐる現狀から見て自家保險が適當ならずやと研究せしめつゝある。

## 六、業務指導の研究

第一業務部部長附の職員と關係各課長主任の中より業務指導研究委員を作り、常に複雜多岐に亘つてゐる營團業務の全般について研究立案を爲さしめてゐるが、適正配給所謂計畫配給の全面的實施と協力隊の結成とがその結果として實現したのである。特に協力隊は出張所支部毎に職員の家族を以て編成し、必要ある場合に協力せしむるものであるが、從來の獨立營業時代夫々の店に於て爲されつゝあつた家族の協力がこゝに裝を新にして組織的に復活せられたものとして注目すべき組織であつて、更に之が獨立營業より俸給生活に轉入した職員の家計の更新指導にまで利用せらるるならば實に有意義なものと信する。

外に利潤追及による刺戟を拂拭した機構に於ける能率向上の一方方法として、學校に於ける期末成績發表による勉強への刺戟を見做つて種々の要件の差異を諸種の率によつて訂正一元化し、即ち同分母としてその比較による出張所の成績發表を企圖し、略その研究が成りつゝある。尙商大北村教授の指導により更に精密な能率測定の方法の研究も續けられつゝあつてここに期待せらるるところ實に大なるものがあるのである。

## 第一二業務部

### 一、概況

第二業務部はパンの生産及配給を分掌してゐる。兵庫縣食糧營團がパンの生産部門、配給部門を擧げて之を營團設立と同時に統合したことは、他の府縣の遅々として進境を見ない現狀に照らし全國地方營團に誇り得る一つの特色である。

パンの配給區域は舊兵庫縣パン統制組合の區域で、第一次米穀通帳制實施區域であつた神戸市外八市十八ヶ町村として其の他の區域に於ける製パン業者は兵庫縣パン統制組合結成當時分離し菓子工組員として之れに統合し營團とは無關係に置かれてゐる。

第二業務部に於ける經理は三ヶ年間委任經理として營團の特別會計とすることに決められ之に依つて實績補償の問題も一應解消し現在第二業務部内に委任經理協議委員會を設け、舊統制組合役員を以て委員とし經理の適切なる運營を期せしむると共に營團に於いても其の運行を誤らしめざる様監督することとなつてゐる。

其の組織は神戸市以東に東部支部、神戸市以西に西部支部を置き尙各警察署管區毎に支所を置き配給の適正と製品の運搬賣場金の回収其の他配給所の指導監督に任じてゐる。尙ほ舊業者の遊休施設は更生金庫に處分を委託し既に其の處分の大半を完了し營團の使用設備は評價買上げを爲し之れ又殆んど完了した。

パンの配給については昭和十六年十二月神戸パン統制組合當時より全國に亘り計畫配給を實施し食パンは大部分を米穀代替用として神戸市に在つては米一五〇瓦（一合）と食パン半斤其他の區域は米一〇〇瓦（七勺）とパン半斤との差引に依り優先配給を爲し來つたが、農林省の米穀代替用小麦粉換算基準に即應し本年六月一日より神戸市以外の區域も米穀差引量を一五〇瓦に増量し神戸市に歩調を揃へることになつた。

味付パンは補助食として三才以上十才以下の兒童を對象とする家庭配給を爲し殘餘の食パン味付パンを軍需工場、軍官公衙、ホテル、食堂其他の業務用に配給してゐる。

### 二、生産

營團設立當時の生産工場は神戸市内二十二工場其他の區域十四工場であつたが之等は舊業者の所有工場

中比較的規模大なるものを選び暫定的工場と爲したもので、其の後地理的状況を勘案し、工場の新設を爲すと共に之を集約し現在神戸市内十一工場其他十二工場なるも七月以降神戸市内は五工場に減少の豫定である。使用職工數二九四名、各工場に數名の工場事務員を附し製品の荷捌に當らしめ各支所毎に數名の運搬人を配置しトラック、リヤカー、荷車、自轉車等に依り各配給所へ搬入せしめてゐる。職工及工場事務員、運搬人の人員は左の通りである。

神戸市	職工	一五九人	事務員	一六人	運搬人	三七人
東部支部	"	九三人	"	三人	"	四人
西部支部	"	四二人	"	四人	"	七人
計	"	二九四人	"	二三人	"	四八人

製品は食パン、味付パンの二種であるが食パンは最近小麥粉事情の逼迫に伴ひ商工省告示の規格品たる強力小麥粉のみに依り難きを以つて地方長官の認可に依る特殊パンを以つて食パンに代へ米穀代替を行つてゐる。本製品に使用の原料は強力小麥粉三〇%以上、普通小麥粉五〇%以下及穀粉類又は縣の認めた雜粉二〇%以下に對し砂糖一〇%以上を混入したるものとなつてゐるので今後食糧事情の推移に伴つて凡ゆる可食の資源を取り入れ主要食糧としての使命を果すべく研究實施の餘地が残されてゐる。

### 三、配給

特殊パン、味付パンの生産比率は概ね六割、四割にして現在小麥粉のほか玉蜀黍粉、脱脂大豆粉、白糖胚芽粉等を使用してゐるが將來は其他の雜穀粉又は魚粉、乾菜粉等をも順次研究利用の豫定である。

各配給所は概ね三百世帯乃至六百世帯を受持區域とし其の區域内希望者につき町内會長を経て登録申請せしめてゐる。

#### 配給所數

神戸市	一六五ヶ所
東部支部	一〇八ヶ所
西部支部	五三ヶ所
計	三二六ヶ所

配給所は原則として元組合員の販賣施設を活用し尙ほ消費者の需要状態を考慮し販賣實績者をも指定したのであるが其の位置並に店舗は必ずしも消費者の便利と希望に添ひ難きものがあつたので消費者分布の状態を考慮し適當箇所に移轉整理を爲すと共に一定の標準店舗型を設け之に倣はしむる様改造した結果其の面目を一新すると共に消費者層よりも好感を以つて迎へられてゐる。特殊パンに於ては米穀との代替用としての優先配給に於て、約九三、四%、業務用二、五%他は軍需用應急用であり、味付パンに於ては兒童用、六三、三%、工場補食用一八、七%業務用一六、九%他は應急用となつてゐる。

#### 四、戰時食の研究

東亞の大業完遂萬邦一家萬人和樂の世界新秩序を建設する爲には長期戦を覺悟せなければならぬ。而して眞に日本が大東亞の盟主たり指導者たるが爲には凡百部面に於いて強力體制を整備しなければならぬが長期戦遂行の基礎となるものは何と言つても食糧に對する必勝不敗の體制確立こそ喫緊の問題であろう。

今や時代は粒食の時代から粉食の時代に移行しつゝあることを感するとき從來カナダ、アメリカ、濠洲方面の小麦粉に依存してゐた我國が之に對處する自給自足の解決策を考究し完全に之を克服することが絶對必要である。其處に今後の研究工夫の餘地が多分に存するのである。

- 1、栄養雜穀パンの普及に努め之に依つて節米節麥の實を擧げること。
- 2、菓子其他の加工用小麦粉を甘藷、馬鈴薯等に換へ之に依つて節約し得た小麦粉を以つてパンの増量を圖ること。

3、雜穀、海藻、魚類其他の可食資源を粉化し之が適量をパンに混入し之に依つて米麥の節約とパンの増産に資すること。

パンはグルテンの力に依つて膨張させなければならぬ。従つて相當量の小麦粉が絶對必要であるが今後の研究如何に依つては相當の小麦粉節約とパンの増産は不可能事ではない。

國民食糧の多角化、新興食糧資源の開發は急務中の急務である。

第二業務部生産科に於ては専ら之が研究を爲し、パン食に依り栄養攜帶共に戰時下の食糧として相應はしきものたらしめ併せて非常應急用食糧としてのパンの生産計畫に對しても研究を爲し増産確保に資すべく努力を續けてゐる。

#### 五、產業報國會の事業

產業報國會は當部の前身である神戸パン統制組合當時、當局の指導の下に昭和十七年二月十一日紀元の

佳節に發會の式を擧げ次で同年四月一日兵庫縣パン統制組合に改組擴大せられ營團統合後も第一業務部産業報國會として產報運動を推進し來つたのである。其の事業概況は次の通りである。

#### 1、申合せの制定

本會の會訓とも言ふべき別記の申合せを制定し事務室、工場等其の職場に掲額とし就業前毎朝國民儀禮の後之を齊唱せしめてゐる。

#### 2、朝禮行事と神社參拜

毎月一日、十五日は出勤時間を三十分間繰上げ神社參拜、國民儀禮申合せ齊唱の後ち會長の訓話を聽取せしめ修養に努めしむ。尙ほ毎月大詔奉戴日は會長引率全員神社參拜を爲す。

#### 3、週間、旬間、月間行事の實施

規律統制觀念の涵養、物資愛護、作業能率の向上、營團精神の昂揚を目指とし項目を選定し毎週又は旬間、月間の行事として實行せしむ。

敬禮週間 整理、整頓週間 清掃週間等

#### 4、皆勤者表彰と徽章の佩用

六ヶ月間無遲刻、無缺勤、無早退で且つ職務に精勵した職員、從業員を表彰し、褒狀並に皆勤徽章

を授與し次の六ヶ月間當時之を胸間に佩用せしむ。

#### 5、從業員修養講座

俳句、詩吟の講座を毎週一回開設す。巡回文庫を設置し各工場を巡回閱讀せしむ。

#### 6、指導者鍊成會の開催

產報委員幹事等指導者鍊成の目的を以つて數回に涉り禊行の鍊成會を修行したるほか青年道場等に於て一泊二日の鍊成會を實施する等指導者階級の鍊成を爲し來つたが、爾今從業員全體に及ぼし行を通じて時局認識を徹底せしむる豫定である。

#### 7、其他の事業

體育會の實施、品評會、表示會の開催、集團檢診、健康相談、體重測定の實行、各種講演會の開催先進工場の見學、神宮代表參拜、各種體操講習會の開催、勤勞奉仕等數回反覆實施す。

申合せ

感謝 天地の四恩を恒に忘れず不平不滿を持たぬこと  
協力 一億一心一體の國是に遵ひ抜け合ひ勵まし合ふこと  
奉仕 自己の立場を深く認識し世の爲め人の爲め努むること

## 厚 生 部

### 一、健康保険組合と集団検診

營團設立するや、直ちに健康保険法、職員健康保険法及勞働者年金保険法に基き、資格取得を保険署に届出で、三月末迄の保険料として健康保険は四八七名にて一二、一三八圓、職員健康保険は八一四名にて九、〇四九圓、勞働者年金保険は三九四名にて一七、一一六圓で全額を營團に於て負擔して支拂を終つた然るに四月一日より改正健康保険法が實施せられたので被保険者の人員は三、一〇六名に増加し、保険料金も一年間に十二萬五千圓を超過する見込となつたが、保険醫の利用状況はその勧説にかゝはらず極めて僅少にして、原因は保険醫の不親切其他種々あるが、結局この保険を自營する外に適策なしと言ふので保険組合設立の手続きを進め、既に當局へ組合認可の申請をした。

尙健康診断については健民運動週間に縣健康保険署の協力を得て、本部、出張所、第二業務部職員從業員の全員に對し集團検診を行ひ、レントゲン検査ツベルクリン反應検査等を行ふこととした。

### 二、共 濟 會

營團役職員全員を以て共助を目的とする共濟會を設立し、生命保険の制度に倣つて各會員より毎月一圓の會費を徴収し、略同額の助成金を營團より得て、先づ死亡給與金一千圓を給與することとしてゐる。今日までに既に死亡による給與金壹萬參千圓（十三名）退會拂戻金二百六十圓（百四十三名）を出してゐる。尙災厄給與金、家族弔慰金其他についても研究中であるが、金融については特に奨學資金の貸與を考慮中にて、大體中等學校月十五圓、高等專門學校月三十圓、大學月五十圓とし卒業後三ヶ年間据置き、四年目より融通年數二倍の年賦で償還し、無利子とする計畫を持つてゐる。

### 三、國民貯蓄組合

昨年十一月兵庫縣食糧營團國民貯蓄組合を設立し、銳意その發展に努力した結果、三月末には組合員數三、一七一名、貯蓄額六萬七千五百圓となり舊組合からの引繼額を加へて九萬六千八百圓に達してゐる。四月には定額貯蓄一萬八千五百圓外に特別貯金一萬三千圓の申込あり、目標額二十萬圓も困難ならず。貯

蓄は住友信託に金銭信託して利息年三分八厘、毎年三月と九月の二回に各組合員別に利息を計算し元金に加算することになつてゐる。

#### 四、餘剩資材の處分

米穀業者の餘剩資材の國民更生金庫への處分委託は、米穀配給組合當時に一應完了し、三千六百七十三件處分代金二百九十二萬四千三百八十三圓に達したのであるが、更に營團としてはパン業者の餘剩資材の處分に着手し、米穀業者に比し更に複雑な基準による評價を完了し、百二十六件、金額十八萬八千九百六圓は十二月末業者に交付し、更に第二次として百三十五件、金額三十三萬七千六百三十圓は四月末交付を終つた。尙パン業者に對する第三次整理計畫並びに米穀業者に對する其後の整理統合による整理計畫を樹立中なるも、何れも之を以て最後の整理となる豫定であるから慎重を期してゐる。

#### 五、轉業者の斡旋及南陸會

營團設立直前に開かれた南方事情講演會は、六日間各二時間程度にてビルマ、マライ、泰、佛印、スマトラ、ジャバ、ボルネオ、セレベス、フイリツビン、ニューギニヤ等に亘り兵庫縣興亞貿易協會田中宗雄

氏を講師として講義を續け、約二百名の聽講者を以て南方事情普及に努めたが、この結果更に南方雄飛を志す者の増加したるを以て、三菱商事、三井物産の二會社と緊密なる連絡をとり、或はその嘱託とし、或は準社員として、既にマライ半島に九名、盤谷に四名、マニラに二名進出を爲し、尙ビルマに三名、ボルネオに三名、セレベスに三名、スマトラに一名、海南島に一名進出決定を見て待機中である外、更に盤谷派遣五名の銓衡を準備してゐる。

滿洲に於ける特產物集荷業務に挺身せんとする希望者を、三井物産新京支店へ三名斡旋既に赴任し、奉天及中支、香港、漢口等への派遣員の推薦を考慮銓衡中である。南方滿洲ともに現地に於ける各員の成績頗る良好にして、事故なく活動してゐる。南方へ進出したる營團出身並に關係者を以て南陸會を組織し、營團と常に母子の關係を保つて連繫し、將來南方に雄飛せんとする者の指導誘掖に當り、且つ會員間並にその家族との連絡をとり、留守宅の保護に任じ安んじて現地で活躍することを期せしめてゐる。

#### 六、講演會と諸運動

營團設立さるや直ちに十月二十七日及十月二十九日の兩日入江及神戸國民學校講堂に於て、本部及神戸市内營團職員千五百餘名に對し、營團の理念と食糧營團從業員の心構へと題する神戸商大教授北村五良

氏の講演會を開催、多大の感銘を與へられた。十一月二十三日新穀感謝祭に當り生田神社に千五百名非常召集の形式を以て集り、式後全員市中行進をなして謹國神社に參拜、境内で奉納相撲大會を開催した。各支部出張所より選手を出し、競技の結果三原支部が優勝し、個人優勝は掛保支部の石岡菊造氏であつた。其他神戸市主催の物恩感謝大會に參加し、總努力週間に於ても翼賛會の提倡に呼應し種々行事を展開した十二月八日には國防獻金の斡旋を爲し、一萬五百圓を陸海軍及神戸市銃後奉公會へ獻金し、各出張所支部に於ても夫々獻金を爲さしめた。

## 監査部

### 一、指導監査

營團創立直後、監査規程及内規を制定して監査の根本方針を明示し、常に監査員心得に則り指導誘掖し最近又監査部各課より班員を出して班組織による合同監査を委任經理地區即支部毎に實施しつゝあるが、その效果見るべきものあり、更に優良職員の發見に努め、業務に常に創意工夫を凝らし挺身積極的に貢獻してゐる人達を一堂に會して、その體験、信念、抱負、着想等を公開せしめてゐるが、十一月二十七日及三月五日の二回所謂優良職員懇談會を開き、優良者三十九名を嚴選して表彰を爲した。監査上の事故については、從來多かつた掲精度混合率の不適當、量目の不足横流し等は殆んど跡を絶つた感あり、委任經理地區に尙その餘喘を残すのみであるが、情實配給に類するもの、不正領得等は未だ絶えず、懲戒處分に附せられる者あるは遺憾に堪えざる所である。業務監査に於ける成績は書類の不整備最も多く、之は間違のもととなるものであるから、十分監督を加へてゐる。

## 二、検査員と標準配給所の設定

現地の實情に精通し然も營團精神に徹せる職員を以て監査の補助を爲さしめる爲め、各出張所、支部毎に一名の検査員を常置し、月一回以上連絡會議を開催して監査の適正を期してゐる。監、検査員手帳を交付して、その品性の向上に資すると共に、監査に際しての身分證明用としてゐる。尙各出張所、支部毎に一ヶ所又は二ヶ所の標準或は模範となるべき配給所を指定し、之を育成することによつて他の配給所をして之に倣はしめんと考へ、現在出張所内に二六ヶ所、支部内に三二ヶ所設定してゐる。尙その他に準標準配給所をも夫々設定せしめて一般水準の向上を競はしめてゐる。

## 三、度量衡講習會と衡器の検査

米穀配給組合當時縣の指導の下に、縣と共に催して、神戸市外九ヶ所に於て十三回に及ぶ講習會を開き、度量衡器の原理、構造、分解、手入及度量衡法令の大要を實科と學科とに分類講習し、試験の結果縣より修了證書を交付せらるることとなり、受講修了者千二百三十九名を出し、之を以て配給所精米所の計量を擔當せしめて來た。この效果は誠に著しく、講習後に於ける計量は根本的の改善を見て正確となり、各方適當せしめて來た。この效果は誠に著しく、講習後に於ける計量は根本的の改善を見て正確となり、各方

面の信頼を受けつゝあるが、更に營團に於ても計量係員増加の實情により、第二次講習會を開催することとなり、既に神戸、姫路兩市に於て三回を終り、近く残り二回も終了し、約六百名の修了者を出す豫定になつてゐる。特に今回はこの講習に更に心身の鍊成を加へることとし、會場に宿泊せしめ夫々道場長其他適當な人の薰陶を受けることとした。

衡器自體については更に監査部に度量衡器検査の技術員を配置し、縣下全般に亘り營團使用の衡器の自治検査を行ひ、三月末終了したが、量器に於ては合格七三二、不合格九、即ち一、二%の不正器を發見し衡器に於ては秤について合格一、七三五、不合格二三九、即ち一二、一%、錘については合格七二一六、不合格九四四即ち一一、五%の不正器を發見した。更に未検査地區（有馬、神崎、美方、三原）については第二回検査を計畫中である。

## 四、指導講話會

職員從業員に對し眞に營團の使命を認識せしめて、利潤追求の觀念を一掃し、新しい勤勉觀に基いてその重大責務を完遂せしむる爲め、出張所全職員に對する指導講話會を九回に亘つて開催し、理事長始め常務理事四名が夫々全部營團精神の昂揚に關する講話を爲した。出張所全職員二、九〇一名中二、六六四名

出席し、甘諸の配給其他の事故により一二七名缺席したが、多大の效果を收めたことは其後の職員の勤務態度に明かに表はれてゐる。

## 五、計量強調運動

度量衡記念日を機として行はれた計量強調運動に率先参加し、監視隊を編成して計畫の取締を爲し、町内會長の立會を受けて實量再検を實施したるに、計量上の過不足無く、その正確さに驚かされた。尙四月十二日各出張所支部より一名宛の選手を出さしめ、度量衡検定所長外係官の審判により衡器組立競技及米穀計量競技を行ひ、選手四十五名中十位迄を入賞者として表彰を行ひ、且つ選手の座談會を開催した。

## 鍊成について

### 一、日常鍊成と特別鍊成

營團員の鍊成は、この食糧營團が食糧配給線確保による巨大な信用體でなければならないと言ふ信念によつて、最も重視せられてゐるのであつて、鍊成基本要綱を作成して皇國精神の顯揚、營團人格の完成、團風の作興を目的とし、運命協同體であるとの自覺に基く大家族主義即ち營團一家の方針に基き、更に心行一如苦難のみならず歡喜を通じての鍊成を行ひ、常に營團の機構體制をそのまま鍊成の體系として日常並に特別鍊成を行つてゐる。

日常鍊成に於ては、即ち日常の業務に即し利潤追求の營利主義を捨て去り、職域奉公に徹する營團の使命をしつかりと把握せしめて新勤勞觀を確立し、更に日常の生活に於ける正しき基準を確立して之を模的に行持續して身につける訓練を行ひ、特別鍊成に於ては特に機會を設け施設を利用して或は又部外の指導者を聘して

- 一、各種行事及啓發實踐の運動に依るもの
- 二、文書讀物を以てするもの
- 三、講演、映畫見學等に依るもの
- 四、座談會協議會等の如き合同研究に依るもの
- 五、各種訓練講習等に依るもの
- 六、武道體操運動競技等に依るもの
- 七、文藝創作演練鑑賞に依るもの
- 八、勤勞作業に依るもの

以上の如き諸項目を適當に配合して實施して行くことになつてゐる。

## 二、恒久施設

恒久施設としては現在美濃郡別所村小林に水田、山林及池を有する約一萬五千坪の土地を所有し、多角的經營による農場として營團員の勤勞奉仕による開墾を進めつゝあり、附近には天王山農場を始め帝國農會及縣營の道場其他が並存して、將來兵庫縣に於ける鍊成地帯を形作る形勢にある。修練道場としては神

戸市林田區四番町に建坪五十坪、敷地百七十一坪の平家建の本家一棟を有し、主として教養方面の鍊成に使用することとして種々の會合に用ゐる外、謡曲及書道の教場として利用してゐる。尙神戸市須磨區垂水町の海岸に建坪百四十六坪、敷地三百餘坪の二階建洋館造りの建物を買收手續中であつて、近く利用し得られることとなる豫定である。

尙楠町に在る清徳塾と特約し本部女子團員七十餘名に、華道茶道の講習を行ひ頗る好成績を挙げてゐる各出張所支部に於ては空閑地を利用して食糧戰必勝運動、ヒマ栽培獻納運動等を推進する爲、二十ヶ所に亘り計六千坪に餘る栽培園を耕作し、又四十五ヶ所に於て軍用兎飼育場を設け軍用兎の増殖に成功しつつある。

食糧研究室に附屬する圖書室は本部内に設置せられ、食糧に關係ある古今の書籍が既に千數百冊餘り集められ、特に單に數の多きを求めず、質の良さを選ぶ方針をとつてゐる事が最後に相當な效果を挙げることと信する。藏書目録の出版準備中である。外に又巡回文庫が設けられ取り敢えず十箱に分ち出張所支部を巡回して閲讀せしめ、順次内容圖書を更新しつゝあるが既に主として新刊書が之亦千數百冊用意せられてゐる。讀書界の將來に備へて圖書館協會へも加入してゐる。

同好者によつて結成せられる登山會、俳句會、趣味の會、野球部其他の同好團體及營團員全員を以て組

織せられてゐる親交機關たる親交會等の外、各出張所毎に營團員家族（主として女子）を以て組織せられてゐる協力隊あり、之はその本來の使命である業務に對する協力の外に、生活指導の對象として獨立の營業から俸給生活に移り變つた生活の改善、家計の切替等に大いに努力することになつてゐる。

### 三、臨時施設

臨時施設としては各種の常會開催を獎勵し營團一家の實を擧げることに努める外勤勞奉仕隊を結成し時に應じて出動せしめ、今日までに炭燒奉仕隊（十七年十一月より十八年五月まで）早場米出荷協力奉仕隊（十七年十一月）等は頗る好成績を擧げ農村より多大の感謝を受けると共に、又營團員の切磋琢磨に大いに役立つたのである。

十八年二月より始めた鍊成講座は毎月十二日の鍊成日に開講、三百餘名を聽講者として選び、郷土の歴史について現地講演を連續して行つてゐるが、大楠公、瀧善三郎、源平合戰等史蹟に恵まれた地の利とそれに附加する詩吟、書道、日本刀等の特別講演等により湧き返る人氣を呼んでゐる。近く又營團講座、業務講座等を設ける豫定である。

### 四、食糧國防團

營團との表裏一體關係を完成し、中央に於て食糧國防團中央本部と中央食糧營團との二頭になつてゐるの矛盾を渾然一體化して解消せしめてゐる。

營團の組織と完全に一致せしめ七大隊（神戸、阪神、攝丹、但馬、東播、西播、淡路）四十五中隊（各出張所支部を單位とする）を有してゐる。

常に基本訓練業務訓練を繰返し一旦非常の場合に備へ、更に主要食糧のみに止まらず非常時配給を爲すべき味噌、醤油、罐詰其他についても調査を遂げ所在を確めて萬遺憾なきを期してゐる。中央食糧營團に於ける準備の整ひ次第非常時配給の訓練をも爲すべく計畫中である。

訓練實施計畫要領によれば戰局の現段階に鑑み、旺盛なる精神力の昂揚を圖り、速かに實戰即應の態勢を整備せしむる爲隊長を中心とする鞏固なる團結を圖ると共に、基本訓練、各隊訓練、綜合訓練を實施し常に業務訓練に重點を置くこととし、幹部教育、青年挺身隊教育、救護班教育を行ひ通信連絡、訓練等にも意を注いでゐる。特に青年挺身隊に於ける嚴正なる敬禮の實行は規律確立に大いに役立つてゐる。

## 銃後兵站線の確保

米英撃滅第二年目への突入！ 戰ひに勝つか敗けるかは前線銃後の長い戰線を強力に繋ぐ  
兵站線の確保にあるのだ。國家奉公の公共性を昂揚して食糧戰線に挺身してゐる兵庫縣食  
糧營團理事長直木太一郎氏にこの一年の決意を聽く。

問 食糧は弾丸です。配給にも非常な苦勞があるでせう。

答 一口に圓滑公正な配給と言つても實際は中々大變なことである。米を例にとつて見ても、出來秋に一  
とき收穫したものを七分搗にして、各家庭や工場食堂等の米櫃へ三百六十五日の毎日を過不足なく  
送り込むといふことは容易なことではない。まして朝鮮から、臺灣から、更にまた大東亞の各地から  
運ばれた外地米、外米を一定の割合で混合して送り込むことは中々容易でない。その上時には押麥は  
もとより、高粱や包米の碎粉まで洩れなく混せて配給するなど相當複雑である。しかし從來の所謂自  
由經濟時代には、もつと氣安く豊富に且つ不自由なく行けたではないかと反問せられるに違ひないが

その時には價格の變動による需給調節力と利潤追求の刺戟によつて競争して働く業者の努力とが、渾然として融通無礙のはたらきを爲してゐたのである。それが今日に於ては價格の變動は許されない。利潤追求の自由競争は許されない。（それ等が何故許されなくなつたかは言ふまでもないことだから省略する）統制の力を以てしなければならないところに大きな意義がある。

問 食糧營團その後の活動は？

答 統制の力は即ち組織である。然もこの價格の變動と利潤追求、自由競争といふ二つの大きな力を用ひないでそれがあつた時と同じやうに敏速に圓滑に、しかも乏しきを憂へず均しからざるを憂ふ體の公正なる配給を一日も缺かさずやつて行くと言ふのには相當新らしい型の組織が用意されなければならぬ。地方食糧營團の組織がそれである。營團其ものの法律的性質や經濟的性質の解明や決定は暫く措いて地方食糧營團は何を言つても直ちに活潑な働きをなさねばならない。今日兵庫縣食糧營團が昭和十七年十月一日設立と同時に、既存の夫々の組合や會社からバトンを受け纏きエンジンをかけて走り續けてゐるのはその爲である。食糧營團の擔ふ仕事は中々大きく且つ重い。兵庫縣食糧營團の組織は兵庫縣下の隅々までも蜘蛛の糸のやうに洩れなく擴がつてゐて、自家保有米を持つ農家の人々を除いたあらゆる人々と目に見えてその口へ結びついてゐるのである。毎日々々この蜘蛛の糸を通して米

麥が干麪が總ての人々の口にまで動いて行く様は、恰も血液が脈を打つて身體の端々にまで流れて行くのと同じである。心臓と同じ様な働きを爲してゐるものであると言ふこの配給の仕事に對する認識を深めて、責務遂行の熱情を湧き立たしめ働くことの歡喜を體驗せしめることにこそ、先に言つた二つの大きな力に代つて活潑な働きを爲さしめる原動力となるものである。兵庫縣食糧營團が先づこの内に燃ゆる火を役職員の總てに吹き込むとともに生活安定の保證を爲し、挺身職域に専念奉仕する者が先頭に立つて行ける様な制度を確立しようと努力してゐるのはこの爲である。生活の安定は經濟的條件だけでは決して保し得ない。信念と希望といふ精神的の條件が伴はなくては駄目である。營團といふ新しい企業形態の將來に大きな期待を持ち、その興廢を一身に擔ふ氣魄をもつてこの重大責務の遂行に邁進してこそ始めて魂の入つた仕事が出来るのである。

問 この一年の目標は？

答 食糧營團の仕事は只黙々として國家の要請する消費規正の強化に協力し、圓滑公正に、且豊かな美しい心持をもつて、親切叮嚀に規則正しく主要食糧の配給を爲すことであり、更に進んでは必需食糧にまでもその感化を及ぼして、國家がどんな激しい活動を爲しても毀れない疲れない心臓の役目を果すことによると盡きるのである。その爲には熱情と歡喜とを原動力とする新企業形態として飽くまで獨創力を

勵かせ、顔を洗つた氣持でもう一度あらゆる周囲を見直さなければならない。運輸について、保管について、更に又金融について、保険について、それにもまして利潤に代る能率増進測定の新基準については急いで新機軸を出さなければならない。そして蜘蛛の巣の如き組織を通じて食糧とともに、この新らしい良い氣風をも縣下の人々の口へ胸へ送り込まねばならない。そしてこの働くことの歡喜と健やかなものへの熱情とが、普く行きわたるならばと考へることは大きな夢であるかも知れない。

問 非常態勢は整備されてゐるか。

答 一度敵國よりの襲撃の手が本土に加へらることがあるならば、食糧營團と表裏一體の關係をもつ食糧國防團は直に活動を始める。主要食糧の他に中央食糧營團の貯藏にかかる必需食糧の確保と、その正しき配給とが身をもつて守り行はれる。そのための訓練演習には怠りないのである。食糧國防團の嚴然たる存在が謀略流言をうち碎くためには、團員各自がそれゝの受持地區の人々から絶大な信賴を得てゐなければならぬ。平生の私生活の隅々に至るまで敍上の營團精神の滲透をのぞむのはそのためである。（神戸新聞昭和十七年十二月四日夕刊所載）

## 營團ご地方食糧營團

此機會に兵庫縣食糧營團について、平素私の考へてゐる點を二三申上げて見たいと思ひます。我が營團に負はされてゐる使命の如何に重大であるか、それに對する私達の心構へや持たねばならない覺悟等は、常に種々な機會に御聞きになつてゐることと存じますので省略致しまして、主として組織上の點について申上げたいと思ひます。

先づ營團なるものの定義はどう言ふものであるか、その法律上又經濟上の性質はどう言ふものであるか即ち公法人か私法人か、又は經濟自治體と見るべきかどうかと言ふことは未だ種々の説があつて明確ではないのであります。しかし乍ら大體の指針としては、右に株式會社の組織を置き、左に官廳の制度を置きますと、營團はその中間を行くべきものであるとは言ひ得ると思ふのであります。従つて株式會社組織に近い營團もあれば、官廳に近い營團もある譯であります。中央には既に住宅營團、重要物資管理營團、醫療營團等の外又更生金庫、開發金庫等、金庫の名を持つてゐる營團もあるのでありますが、何を言つても總ての國民に直接結びついて最も普遍的に關心を集めてゐるものは、地方食糧營團であります。兵庫縣

に於きましても營團として登記致して居りますものは、我が兵庫縣食糧營團唯一つであります。何故にかかる株式會社と官廳との中間にある様な營團組織が出來たかと申しますと、即ちそれはこの兩者の長所を探り短所を棄てた新らしい企業形態が、今日要請せられてゐるからであります。この兩者の長所は何處に在るかと考へて見ますと、先づ一般に官廳はよく官僚的と言はれてゐるのであります。之は總て正義に基いて仕事をやるものであります。従つて形式的になり手續の完成化が必要となつて來るのであります。

仕事をやる場合には必ず必要な手續、例へば委員會を通過したか、諸方面の諒解が済んでゐるか等と言ふことが大切であります。仕事が如何にうまく行つて居つてもこの手續に於て重大な缺陷があつた場合には、それは官廳の仕事としては失敗となるのであります。こゝに手續にのみとらはれ過ぎると言ふ短所が出て來るのであります。株式會社に於ては所謂財界的とか實業家式とか言はれるのでありますが、即ち事業本位仕事本位であります。その手續のこまかい點等は無視せられ、飽くまで能率尊重で仕事の成果に重點が置かれるのであります。その成績は何によつて測られるかと申しますと、即ち利潤によつてであります。利潤は金錢で表はされますから實に精密に測られるのであります。その結果によつて責任を持つのであります。そこで利潤が基準となります以上利潤追求に陥るのは當然であります。従つてこの利潤追求の觀念が絶対に許されない今日に於ては、株式會社に代るべき新企業形態が要望せられるに

至るのは、之亦當然の事であります。

而して營團の意圖してゐますところは、この兩組織の長所を探ることで、即ち正義に基いて能率の充分あがつた仕事を爲すことであります。之は言ふことは易いのであります。が實行はなかなか困難で、ともすれば長所が採られずしてその各々の短所ばかりが残ると言ふことになり易いのであります。若しそんなことになりますならば、總ての國民に結びつきをもつ地方食糧營團に於ては、營團と言ふ新らしい企業形態の運命をかけて取り返しのつかない事になるのであります。ここに私達營團員の大いに戒心し、大いに奮勵努力しなければならない所以が存するのであります。

現在我が國の營團組織は總ていづれも發育の過程にあるのであります。將來この組織が日本の新しい社會經濟組織の中核體となる爲には、どうしてもこの兩者の長所を探り短所を棄て去らねばならないのであります。これがうまく行かなければ、直ちに抹殺せられてしまふ事と存じます。法制上から見ましても食糧營團は單に食糧管理法によつて定められてゐるだけであります。若し所期の發育を遂げますならば必ずやがて營團法と言ふやうなものが出來ることと信じてゐるのであります。私達營團員の双肩にふりかかつてゐる責任も亦大なりと言ひ得ると共に、又この大なる責任の完遂により、新らしい大きな道を約束せられてゐる幸福をも充分考へなければならないと思ふのであります。

次に兵庫縣食糧營團であります。之は矢張り營團として全く新らしい構想の下に經營して行かねばならないものであると考へてゐるのであります。今その基礎となり或は根本となる考へ方につき一三申上げて、今後皆様と共に研究して行く資料として見たいと思ひます。

その一つは兵庫縣食糧營團の生成の歴史に基くと申しますかその出來かたから来る考へ方であります。從來の株式會社等でありますと利害を同じくするもの又は志を一つにするものが仕事を計畫し、それに適する人達を雇入れて出來上つて行くのであります。又官廳の仕事でありますと、國民の中から仕事に適する人々を任命して行くのであります。我が營團はそうではないのであります。從來より主要食糧の配給を業として居つた人達によつて、既に營團の出来る前から營團員がきまつてゐたのであります。即ち主要食糧の配給に關係のあつたものが運命的に結びつけられて出來たものであります。從來より主要食糧の配給を業として居つた人達によつて、既に營團の出来る前から營團員がきまつてゐたのであります。即ち主關係、即ち親となり子となり、又兄弟に生れ合せる關係と似てゐるのであります。從つて食糧營團は運命協同體とも言ふべきで、そこには雇ふものの雇はれるものの區別は全く無いのであります。從來も資本家が屢々家族主義と言ふことを標榜したのでありますが、これはそれを利用して會社の成績をあげやうとする便宜的なものであります。我が兵庫縣食糧營團の言ふ家族主義はそんなものでは無く、全くこの本質的な根據に基くものであります。

かくの如く理論に立脚した家族主義を探る以上、我が營團の運營に際しても從來の株式會社其他とは全く異つた指導精神を持たなければなりません。今その一二を申上げて見ますと、先づ第一に營團職員の報酬は必ずしもその腕前と言ひますか能力と言ひますか、それとは嚴密に一致してゐないのであります。株式會社のやうな利潤追求の經營體に於きましては、從業員に對します報酬は、利潤獲得に最も力多き人に最も多く、極端に言へば、それに役立たない人々は辭めて貰ふと言つたやり方で、それを最も手際よくやつたものが成功したと言はれてゐるのであります。營團は固より利潤追求の機關では無く、營團一家と言ふ大家族主義に基いて居りますので、働き得る人々は人の三倍も五倍も働いて、働きの足りない働き得ない人々を補つて行かねばならないと言ふことは當然であります。他面營團は又當然營團員の生活の安定を保障する責務を有してゐるのであります。次には之亦當然のことではあります。我が營團には停年制はないのであります。年齢の如何にかゝらず働く限り働く限り働いて貰ふと言ふ事であります。現に七十を越す人で立派に食糧の配達の仕事をやつてのけてゐられる人もあるのであります。

第二には地方食糧營團の仕事の性質に基くものであります。即ち從業者六千人に餘る大規模な組織であります關係上、所謂分業となつて夫々仕事を分擔して戴いてゐるのですが、普通言はれる分業とは一寸違つた形をとつてゐるのであります。普通言はれる分業は、例へば板を挽くものはそればかりをや

り、釘を作るものは釘ばかり作ると言つたもので、それが最後に家となり、船となると言つた形のものであります。食糧營團ではその仕事の仕上がりが夫々の第一線の配給するところに在るのであります。たとへ本部にゐる私達が無能であり、だらしが無くとも消費者に直接接觸する配給の第一線に於て圓滑公正な、しかも消費規正にも添ふ親切な配給が出来てゐたならば、食糧營團の使命は完全に達成せられてゐるのであります。又本部に於ける者が如何に努力致しましても第一線に於て完全な配給が行はれなければその食糧營團は駄目であると言ふことになるのであります。第一線の配給の仕事は一見甚だ簡単な安っぽい仕事に見えますが、單純なと言ふことと重大なと言ふことは必ずしも矛盾しないのであります。従つて配給の第一線に在る方々は勿論、總て仕事に携る者は單に命ぜられた與へられた仕事だけを忠實にやると言ふだけでは足りないのであります。常に食糧營團全體の動きを見て何故にそう命ぜられるかと言ふことを充分理解して仕事をやつて戴く、即ち一部分だけを見ないで、常に全體を見て働いて戴き度いと思ふのであります。外部の人消費者等に對する場合は常に食糧營團を代表して當つて戴き度いのであります。食糧營團を代表するものは理事長であると言ふならば、總ての營團員は外部に對しては皆理事長としてその責任を果して戴きたいと存ずるのであります。食糧營團の組織が大きくなり仕事が殖えて行くに従つて、

益々分業は多岐に亘つて行くと思ふのであります。常に總て理事長の分身であると言ふ考へ方で進まねばならないと思ひます。我が營團の機關紙であつた米穀食料新聞が新聞統制に従つて四月限り廢刊を命ぜられ、營團と致しましても欣然國策に呼應し廢刊しましたが、如上の意味から致しまして、何等かの方法を講じて之に代る機關を作るべく研究中であります。

第三には食糧營團の使命に基くものであります。今我が營團では計畫配給と言つて、十日分を日を定めて配達してゐるのでありますから、十日目には消費者の臺所では、翌日の米は一粒も無いと言ふ勘定になるのであります。それでも何の不安も感ぜず、夫々の仕事に精進し、夜もよく熟睡せられると言ふことは何によつてでありますか、即ちその翌日には必ず食糧營團から米が配達せられると言ふことを、恰も夜が明けると太陽が東から現れて來ると言ふことを疑つたこともないと同様に、信頼せられてゐるからこそであります。ここに於て我が營團は人心安定の基礎ともなる大きな信用體であると言ふことが出来るのであります。銀行が金を預つてその信用の維持により、産業經濟界が安心して活動出来ると言ふ意味で、非常に重く見られ、大きな建物をもち最も有力な信用のある人々が經營の衝に當り、銀行員に於ても亦最も教養のある人格の高いと見られる人々を集めてゐると言ふことを考へて見ますならば、金よりも大切な命の糧を預つてゐるこの食糧營團は、更に重く見られ、それと共に營團員に於ても立派な銀行員

以上に、勝れたものでなければならぬと云ふことが分るのです。若しこの營團員が官廳のやうに任命せられると言ふのであれば、最も有力な信用ある人々が任命せられてゐることと思ひます。然し乍ら先程申しますやうに我營團は運命協同體として、お互に營團員として生れ合せてゐるのでありますから、我々營團人がこれから奮發して最も優秀な人格の完全な人間にならなければならぬのであります。營團員が信用を失墜し、營團そのものが人々の信賴を失ふやうなことがあれば、どう言ふ事態を惹起するかは思ふだけでも慄然たるものがあるのです。従つて我が營團に於ては何よりも先づ人格の向上陶冶と鍛錬に力をつくさなければならぬと信じてゐるのであります。

營團と言ふこの新らしい企業形態が將來如何に發展育成せられるかについては、我々營團員の努力精進の如何にかかるのであります。根本は營團員各自の鍛錬による高潔な人格の完成に在るのであります。諺に馬を川邊に連れて行くことは出来るが、馬に川の水を飲まることは出来ないと言ふことがあります。營團に於きましては種々の施設其他によつて、皆様を川邊まで連れて行くことは出来るのであります。川の水を飲むことは之は皆様の意志にまたなければならないのです。どうか進んで修養鍛錬に勵んで戴き度いと存じます。

兵庫縣食糧營團は只今申上げました三つの點、即ち運命協同體として營團一家族であること、總ての營

團員は理事長の分身であると言ふこと及び營團は巨大な信用體であると言ふ事のこの三つの根本方針の線に沿つて、運営して行かれねばならないと考へてゐるのであります。尙私共としましては、此種の問題はこれからもよく皆様と共に研究して世人の信賴に應へ得る立派な食糧營團を築き上げ、新らしい日本の中核體たらしめんと念願してゐるのであります。どうかここにこの營團の持つ使命に大きな誇をもち、その前途に對して燃ゆるが如き情熱を持つて目的達成に邁進せられんことをお願ひして御挨拶を終ります。  
(昭和十八年六月五日、故山本元帥の國葬當日入江國民學校に於ける遙拜式後本部員に對する講演)

### 第一輯ノ一正誤表

個所	誤	正
一頁十行	揭載	正誤
三頁九行	習日	翌日
十三頁一行	事項	事項
十五頁五行	請米所	精米所
十五頁九行	ス項	事項
四十七頁十行	給與金	給與金
四十九頁七行	行ノ	行フ
	ヲ加フ	

五十五頁六行	資糧部	監査部
七頁三行	「スル」ノ次へ	「所」を挿入

三十二頁七行八行ノ間へ (第十二條第二號ノ次) 「但シ當分ノ内宿泊料ニ限り前表ノ三割増トス」

435  
299

兵庫縣營食糧局報刊

(一ノ輯第一) 定規諸國營糧食縣庫兵

昭和十八年七月五日印刷

〔非賣品〕

神戸市兵庫區宮前町二九

兵庫縣食糧營團

發行人兼 理事長 直木太一郎  
印 刷 人 德山正雄

神戸市兵庫區松屋町二四

株式會社 米穀食料新聞社

發行所 神戸市兵庫區宮前町二九  
兵庫縣食糧營團

(西兵五六)

終